

海防法



油賠法



庶務

型式承認

船舶安全法



船舶安全
環境課

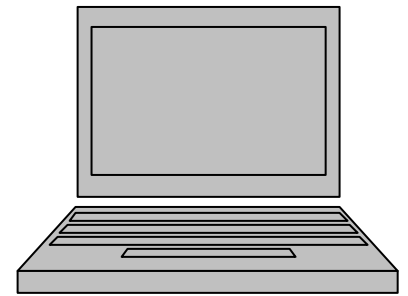
危険物

船舶法



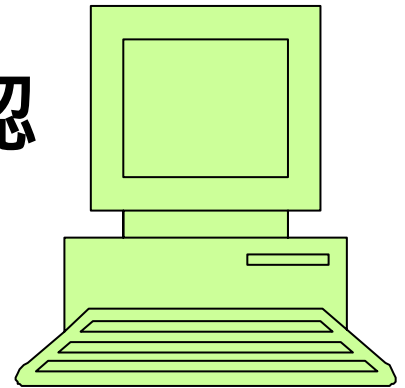
船舶安全法の仕事

- 総トン数20トン以上の船舶における船舶検査にかかる事務処理
(申請受理から証書発給まで)
- 船用品(船外機や救命胴衣など)の型式承認
- 船舶や船用品を製造する事業場の認定
- 船舶による危険物の運送許可
- 旅客船のバリアフリー化の推進
- ISM(ISOの海上版)の認定



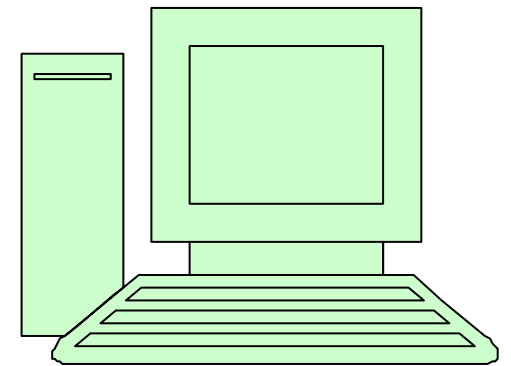
船舶法の仕事

- 総トン数20トン以上の船舶が測度(新規・改測)を受ける場合の事務処理
(申請受理から証書発給まで)
- 総トン数20トン以上の船舶が登録(新規・変更・抹消)をする場合の事務処理
- 総トン数20トン以上の船舶が検認を受ける場合の事務処理
- 船舶原簿の開示請求に係る事務



海防法の仕事

- 海防法(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律)に基づく検査にかかる事務処理(申請受理から証書発給まで)
- 廃油処理施設の許可・検査
- 船舶からの油、汚水による海洋汚染防止及び船舶からの排出ガスによる大気汚染防止設備に対する証書の発給



油賠法 (船舶油濁損害賠償保障法) の仕事

- 我が国の港に入港する総トン数100トン以上の船舶の保障契約情報の受け取り及び保障内容の適法性の確認
- 海外に売船される船舶の保障契約の確認
- 船舶保障契約証明書の交付
- 入港した船舶への油賠法に基づく立入検査

